

役員等報酬規程

社会福祉法人津軽やわらぎ

社会福祉法人津軽やわらぎ「役員等報酬規程」

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人津軽やわらぎ（以下「当法人」という。）定款第 8 条及び第 2 1 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しない。
- 2 常勤役員等に対する賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 3 条 常勤役員等に対する報酬等の額は、別表 1 に定める額とする。

- 2 通勤手当については、職員給与規程第 2 2 条の規定に準ずる額とする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 4 条 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第 5 条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月 2 0 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第 5 条に準じた日とする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 8 条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 9 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 10 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 11 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附 則

本規程は、平成 23 年 12 月 13 日から施行する。

平成 27 年 3 月 30 日一部改正し平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 300,000 円